

令和6年度版
(令和5年度実績)

鳥取市の環境

資料編

鳥取市市民生活部環境局

目 次

資料編

I 鳥取市の自然

1 現状	1
2 指定状況	5

II 鳥取市の環境

1 公共用水域の採水地点	9
2 河川の状況	10
3 湖沼の状況	16
4 地下水質測定結果	20
5 大気汚染の状況	21
6 騒音の状況	24
7 振動の状況	27
8 悪臭の状況	28
9 土壌汚染の状況	29
10 公害苦情の状況	29
自然保護及び環境保全条例	30
自然保護及び環境保全条例施行規則	35

I 鳥取市の自然

1 現状

本市は日本海に面し、国立公園鳥取砂丘を始め、湖山池、多鯰ヶ池、水尻池の三つの池、南北を貫流する千代川、標高 1,000mを超える山地など、多様で豊かな自然に恵まれています。

本市独自の自然環境調査は実施されていませんが、鳥取県などにより数次にわたり各種調査が行われています。その中で植生など本市関係のものは、次のとおりとなっています。

(1) 植生

① 照葉樹帯域

標高 400～500mあたりまで、タブノキ、スダジイ、シラカシなどの照葉樹が見られますが、ほとんどの地域で人の手が入り、住宅地、農林業地として利用され、自然林は神社の森や急傾斜地などにわずかに残っているにすぎません。

沿岸には、千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に、鳥取砂丘には幅 1.2km に及ぶ砂丘が保全され、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギなど多様な砂丘植物が見られますが、砂の移動が止まり、帰化植物の進入など草原化が進んでいます。

② ブナ帯域

標高 500m以上がブナ帯域となりますが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クスギ、コナラなどの二次林となっています。

河原町から佐治町にかけての三国山塊や国府町の扇ノ山の一部には、かなりの規模のブナ林が残っています。

(2) すぐれた自然

鳥取県自然環境調査研究会の調査（平成3年）の結果、本市におけるすぐれた自然として次のものがあげられています。

【地形・地質】

※1 「鳥取県のすぐれた自然 地形・地質編」より

○ 火山とその山地

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山	国府町上地ほか	第四紀更新世の玄武岩質火山群
河合谷高原	国府町雨滝ほか	溶岩流の台地

○ 非火山山地

名 称	位 置	選定の理由
駟 馳 山	福部町岩戸ほか	海岸の独立峰、波食棚・海食崖の発達した岩石海岸
久 松 山	東町ほか	花崗岩の孤立峰と山城の跡
因 幡 三 山	桜谷ほか	孤立丘（面影山、今木山、甑山）
霊 石 山	河原町稲常ほか	メサ型地形
三角山（頭巾山）	用瀬町赤波ほか	急峻な傾斜をもつ山地
波多ノ台（黒岩高原）	用瀬町江波ほか	玄武岩溶岩流のつくる平坦な高原
鷲 峰 山	鹿野町鷲峯ほか	孤立峰
吉岡・鹿野・岩坪活断層	市南西部	鳥取県で顕著な活断層

○ 河川（峡谷・滝・段丘）・湖沼

名 称	位 置	選定の理由
雨 滝	国府町雨滝	扇ノ山麓の滝
雨 滝 峡 谷	国府町雨滝	峡谷
安 蔵 川 溪 谷	用瀬町屋住ほか	花崗岩に形成された溪谷
佐 治 川 溪 谷	佐治町	溪谷
山 王 滝	佐治町中	滝
三 滝 溪 谷	河原町北村	千畳滝、夫婦滝などの多くの滝と急流河川
岩坪のおう穴	岩坪	おう穴
多 鯨 ケ 池	浜坂、福部町湯山	砂丘と成因的に関連する池
湖 山 池	湖山町ほか	面積の大きな潟湖
青 島	高住	離れ島
鳴 滝	青谷町鳴滝	滝

※ほかに、赤波川溪谷おう穴群（用瀬町）

○ 海岸・砂丘

名 称	位 置	選定の理由
鳥 取 砂 丘	浜坂ほか	バルハン型の凹地が発達した海岸砂丘。火山灰により古砂丘、新砂丘に2分される。
白 兎 海 岸	白兎	因幡の白うさぎ伝説で知られる砂浜海岸、波食棚
長 尾 鼻	青谷町青谷ほか	広い岩棚をもつ海食崖
鳴 り 砂	小沢見、水尻、船磯、青谷、井出ヶ浜、みなせ浜等の海岸	清浄な砂粒からなる砂浜海岸

○ 地質（先新第三系・新第三系）

名 称	位 置	選定の理由
三郡変成岩中の枕状溶岩	河原町和奈見ほか	三郡変成岩中にみられる枕状溶岩：海底火山活動の証拠
郡 家 礫 岩 層	国府町中河原ほか	鳥取層群の基底礫岩層
河原火砕岩層	河原町河原ほか	河原町を模式地とする鳥取層群の火砕岩層
円通寺礫岩砂岩層	円通寺ほか	河原町を模式地とする鳥取層群中部累層の基底礫岩層
普含寺泥岩層	国府町拾石ほか	貴重で豊富な化石を産する鳥取層群の代表的地層
小田安山岩層	国府町木原ほか	鳥取層群の一部層
荒金火砕岩層	国府町雨滝ほか	鳥取層群の火砕岩層
摩尼参道の柱状節理	覚寺	安山岩の柱状節理

○ 化石

名 称	位 置	選定の理由
上地の動物化石	国府町上地	鳥取層群岩美層層普含寺泥岩層の模式地と海生動物化石の産出地
辰巳峠層の植物化石	佐治町栃原	西日本における中新世後期を代表する化石植物群とその地層（県指定天然記念物）
宝木亜炭層の昆虫化石	気高町宝木	白兎礫層中の亜炭層とネクイハムシ亜科を主とする昆虫化石

○ 岩石・鉱物・鉱床

名 称	位 置	選定の理由
佐 治 川 石	佐治町加瀬木ほか	三郡変成帯の緑色岩で鑑賞石
山口の“やしろみかげ”	用瀬町安蔵	節理の少ない良質の石材で、県内最古期の花崗岩の一つである用瀬花崗岩
南田石と円護寺石	福部町南田 円護寺・覚寺	緑色凝灰岩で、加工しやすく火に強い石材

○ 温泉・湧水

名 称	位 置	選定の理由
吉 岡 温 泉	吉岡温泉町	県庁所在地にある単純透明泉
布 勢 の 清 水	気高町殿	湧泉、因伯の名水

※ほかに、鳥取温泉、浜村温泉、鹿野温泉

【すぐれた自然：植物】

※2 「鳥取県のすぐれた自然 植物編」より

○ 社叢

名 称	位 置	選定の理由
さかだに 坂谷神社社叢	福部町栗谷	スダジイが優占する自然度の高い照葉樹林（県指定天然記念物）
のうだ 南田神社社叢	福部町南田	スダジイーカシ型の照葉樹林
たねがいけ べんざいてん 多鯰ヶ池の弁財天社叢	福部町湯山	小規模であるが、砂丘の歴史に関わる自然度の高いスダジイ林
たかおか 高岡神社社叢	国府町高岡	ヤブツバキおよびスダジイの照葉樹林（県指定天然記念物）
う べ 宇倍神社社叢	国府町宮下	比較的に希少なシラカシ林を主体とするすぐれた照葉樹林
しいだに 椎谷神社社叢	覚寺	ホソバオオアリドオシの群生するスダジイ林
おうちだに 樗 谿神社社叢	上町	大規模なスダジイ林と特異なモミ林（市指定天然記念物）
おおのみすくねのみこと 大野見宿禰命神社社叢	徳尾	低地残丘のすぐれた照葉樹林（国指定天然記念物）

くらだ 倉田八幡宮社叢	馬場	平野部低湿地の代表的照葉樹林 (国指定天然記念物)
いがみぬ 意上奴神社社叢	香取	巨木の多い多彩な林相の県下最大規模の照葉樹林 (県指定天然記念物・県自然環境保全地域)
ふしの 伏野神社社叢	伏野	クロキの多い海岸地域照葉樹林
はくと 白兎神社社叢	白兎	白兎伝説にまつわる海岸地域照葉樹林 (国指定天然記念物)
みくま 御熊神社社叢	御熊	巨木の多いタブノキ・シラカシ照葉樹林
やはぎ 矢矯神社社叢	矢矯	タブノキとウラジロガシの巨木が多い照葉樹林 (県指定天然記念物)
まつがみ 松上神社社叢	松上	天然記念物のサカキ樹林を含む広域自然林 (国指定天然記念物・県自然環境保全地域)
権現の森 (高山神社社叢)	河原町北村	移行帯林として落葉紅葉樹林帯要素が混生する照葉樹林 (県自然環境保全地域)
いぬやま 犬山神社社叢	用瀬町宮原	希少種のイヌブナやツクバネガシが生育する照葉樹林 (県指定天然記念物)
かなやま 金山神社社叢	佐治町余戸	山地型の代表的な照葉樹林
あいや 相屋神社社叢	青谷町青谷	スダジイの大木が多く典型的な照葉樹林 (県指定天然記念物)
じゅうほう 鷲峰神社社叢	鹿野町鷲峯	スダジイが主体のすぐれた照葉樹林
もうけ 茂宇気神社社叢	鹿野町河内	カゴノキやウラジロガシなどの巨木が多いすぐれた照葉樹林 (県自然環境保全地域)

○ 森林

名 称	位 置	選定の理由
雨滝周辺の自然林	国府町雨滝	溪谷林とブナ林
扇ノ山のブナ林	国府町上地ほか	鳥取県東縁部のブナ林
合せヶ谷スリバチのクロマツ林	浜坂	鳥取砂丘地内凹地の歴史的クロマツ自然林
久松山の城跡自然林	東町ほか	アラカシなど特異種を含むスダジイ林およびタブノキ林
船磯のスダジイ林	気高町八束水	スダジイの大木が多い海岸急斜面の照葉樹林
青谷町飯盛山のブナ林	青谷町桑原	低標高山地に発達する貴重な冷温帯自然林
鷲峰山のブナ林	鹿野町鷲峯ほか	植物相が豊富なブナ林
三滝溪の溪谷林	河原町北村	冷温帯溪谷林とブナ林
高鉢山・北谷の自然林	佐治町尾際	原生的自然林としてのブナ林と溪谷林
山王滝周辺の自然林	佐治町中ほか	暖帯常緑樹林帯・冷温帯落葉広葉樹林の移行帯的自然林

三国山のブナ林	佐治町中ほか	自然維持林に指定されたブナ林
---------	--------	----------------

○ 低木林・草原

名 称	位 置	選定の理由
鳥取砂丘の植生	浜坂ほか	日本最大規模の海岸砂丘における砂丘植生
八本越三原台のススキ草原	佐治町余戸	中国脊梁山地直下の高原に広がる特異なススキ草原

○ 湿原・湿地林

名 称	位 置	選定の理由
菅 野 湿 原	国府町菅野	低標高地のミズゴケ湿原 (県指定天然記念物、県自然環境保全地域)
波多ノ台（黒岩高原）の草原	用瀬町江波ほか	ミズゴケ湿原のあるススキ草原

○ 貴重植物群生地

名 称	位 置	選定の理由
布勢平神社の バイカモ水生群落	気高町殿	冷涼な湧水池の水生植物群落 (県自然環境保全地域)

【すぐれた自然：動物】

※3 「鳥取県のすぐれた自然 動物編」より

○ 重要生息地域

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山・雨滝・広留野・ 河合谷高原	国府町雨滝ほか	豊富な動物相、山地性希少動物の分布、環境省 (1991)絶滅危惧種などの重要生息地
那岐山とその周辺の山地 (波多ノ台・箆山・牛 臥山)	用瀬町屋住ほか	山地草原性昆虫類、亜高山性の鳥類の生息地として、また、数種の森林性の動物の交雑帯あるいは分布境界が集中して見られる地域として重要
鳥 取 砂 丘	浜坂ほか	砂丘に特徴的な動物が生存
久松山とその一帯	東町ほか	各種の動物の生息地として貴重な地域 繁殖地・渡来地など生態的にすぐれている地域
高鉢山・高山・三滝溪	河原町北村ほか	山地性動物・南方系動物の分布、豊富な動物相
水 尻 池	気高町奥沢見	オオハクチョウなどの渡来越冬地およびカモ類などの生息地
鷲 峰 山	鹿野町鷲峯ほか	貴重な種を含む各種の動物（イヌワシ他）の生息地

2 指定状況

本市には、優れた自然を保護するため、自然公園法を始め、鳥取県及び本市の条例等により指定されている地域があります。

(1) 鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定

① 自然緑地保護地区

自然を残すため必要な地域として、久松山一帯を指定しています。

② 動植物保護地区

野生動植物を保護するため必要な地区として、次のものを指定しています。

【動植物保護地区】

名 称	保 護 地 区
カジカ（カエル）	野坂川上流（河内～安蔵）
シャクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社（上砂見）、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

③ 保存樹木（名木・古木）

現在、名木や古木を保存すべき樹木、樹林として次のとおり 23 か所指定しています。

【保存樹木（名木・古木）】

名 称	樹 種	所 在 地	指定年度
男松・女松	マツ	戎町	昭和 53 年度
八幡宮参道松並木	マツ	馬場	昭和 53 年度
賀露神社社叢	マツ	賀露町北	昭和 53 年度
下味野神社の榎	エノキ	下味野	昭和 53 年度
河内神社社叢	カゴノキ	河内	昭和 53 年度
浄源寺のモッコク	モッコク	上原	昭和 53 年度
梨の親木	ナシ	桂見	昭和 53 年度
聖神社社叢	イチョウ、ケヤキ	行徳	昭和 53 年度
長田神社のケヤキ	ケヤキ	東町	昭和 53 年度
国安稲荷神社のシイ	シイ	国安	昭和 53 年度
卯垣神社社叢	シイ、スギ	卯垣	昭和 53 年度
八幡宮社叢	ケヤキ	古海	昭和 53 年度
渡辺家の藤と椎の木	フジ、スダジイ	越路	昭和 62 年度
正福寺の銀杏と五葉の松	イチョウ、ヒメコマツ	河内	昭和 62 年度
玉屋神社の大杉	スギ	上味野	昭和 62 年度
甲山神社のタブノキ	タブノキ	里仁	昭和 62 年度
奈佐日本之助の墓のタブノキ	タブノキ	浜坂	昭和 62 年度
天然庵のイヌマキ	イヌマキ	円護寺	昭和 62 年度
安長堤防林	タブノキほか	安長	平成 4 年度
一里松	マツ	浜坂	平成 13 年度
二ノ丸の黒松	マツ	鹿野町鹿野	平成 18 年度
幸盛寺の大銀杏	イチョウ	鹿野町鹿野	平成 18 年度
南田神社社叢	スダジイほか	福部町南田	平成 18 年度

(2) 自然公園法等による指定

本市では、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園が自然公園として指定されています。

(3) 鳥取県自然環境保全条例による指定

県内におけるすぐれた自然環境を保全するため、県自然環境保全地域として本市においては次のものが指定されています。

【県自然環境保全地域】

地域名	指 定 理 由
菅 野	扇ノ山火山溶岩台地上にある高層湿原で、オオミズゴケ等の湿原植物が群生する貴重な植物の自生地。
香 取	スダジイ、タブノキ、ヤブツバキやウラジロガシなどの巨樹が立ち並び、優れた天然林の様相を示す。
松 上	スダジイ群落や樹齢の高い高木が立ち並び、原始的で極相的な林相を示す森林。
佐 治	河川争奪により河岸段丘や急崖地形が発達し、各所に穿入蛇行地形やV字谷が見られる。緑色千枚岩の風化や浸食によって形成された佐治石が分布。
洗 足 山	常緑広葉樹林帯から落葉広葉樹林帯への移行帯に位置し、尾根部の岩石地にはヒノキ、ヒメコマツが、谷部に近い岩石地にはシャクナゲが自生。
北村権現	落葉広葉樹のイヌシデ等や、常緑広葉樹のヤブツバキ、ウラジロガシの高木が林立する優れた天然林。特に県内でも比較的稀なアサダを優占種とする特異な群落。
気 高 殿	タブノキを中心とする胸高 100 cm以上の大径木の照葉樹林。湧水池一帯にバイカモなどの水草が自生。
鹿野河内	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ等の巨樹が優占する極相林。県内では比較的希少なカゴノキ等も混在し、優れた自然環境を形成。

(4) 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護や繁殖を図るため、保護区や銃猟禁止区域等が設定されています。

【鳥獣保護区】

名 称	面 積	存 続 期 間
鳥 獣 保 護 区	岩 美	2,590ha
	扇 ノ 山	1,661ha
	久 松 山	460ha
	千代川流域	641ha
	湖 山 池	1,160ha
	鷲 峰 山	884ha
	高 鉢 山	303ha
	布 勢 桂 見	235ha

(5) その他の指定

① 因伯の名水

鳥取県は、泉や良好なままに保たれている水辺を保護し、水質保全への認識を深めることを目的に「因伯の名水」として県内の28か所が選定され、このうち本市では次のものが選定されています。

【因伯の名水】（昭和 60 年 6 月選定、平成 2 年 12 月、25 年 8 月追加選定）

名 称	概 要
[暮らしの中の泉] 布勢の清水（気高町殿）	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用
[ふれあいの水辺] 多鯰ヶ池（浜坂、福部町湯山）	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣など多くの人に憩いの場として親しまれている伝説の池
[ふれあいの水辺] 千代川（用瀬町水域）	千代川の清流が岸边を洗うこの水域は、江戸時代から続いている流しびなの里として町民の心の清流であり、釣り人、ドライバーの憩いの場
[ふれあいの水辺] 山王滝水域（佐治町中）	山王滝を中心とした自然性豊かな水辺には、キャンプ場、遊歩道などを整備
[ふるさとの溪流] 雨滝溪谷（国府町雨滝）	水量豊富な滝を有する溪谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地紅葉など訪れる人が多い
[ふるさとの溪流] 三滝溪（河原町北村）	変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい溪流は、四季を通じて人々に親しまれている
[ふるさとの溪流] 不動谷川流域（青谷町田原谷）	趣を異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな溪流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い
[ふるさとの溪流] 赤波川溪谷おう穴群（用瀬町赤波）	花崗岩が小石などに削られて、おう穴、かめ穴、ポットホールなどと呼ばれる窪みを形成
[暮らしの中の泉] お地蔵さんの水（気高町睦逢）	山裾に安置されている子宝のお地蔵さんの脇から、年中絶えることなく清水が流れている

② 平成の名水百選

環境省は、平成 20 年 6 月に、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境の中で、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動がおこなわれているものを「平成の名水百選」として選定しました。

このうち本市では「布勢の清水」（気高町殿）が選定されました。

参考文献

※1 「鳥取県のすぐれた自然 地形・地質編」 豊島吉則、赤木三郎、岡田昭明編 鳥取県衛生環境部自然保護課 1993

※2 「鳥取県のすぐれた自然 植物編」 清水寛厚編 鳥取県衛生環境部自然保護課 1993

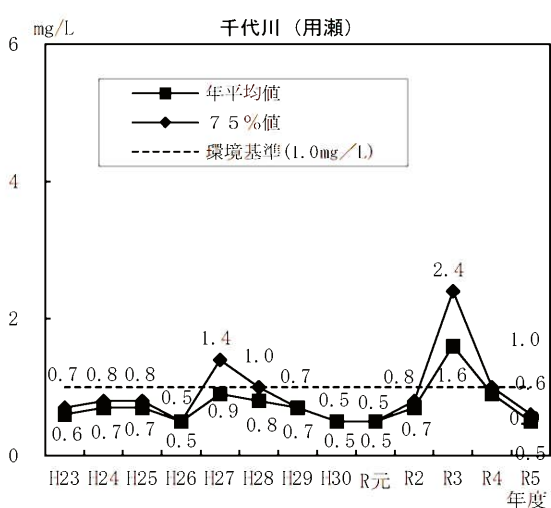
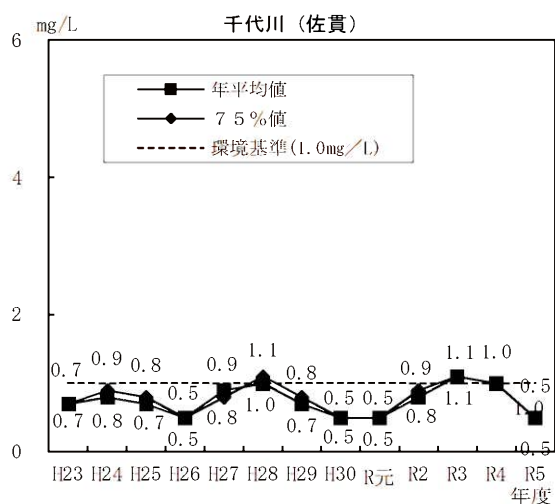
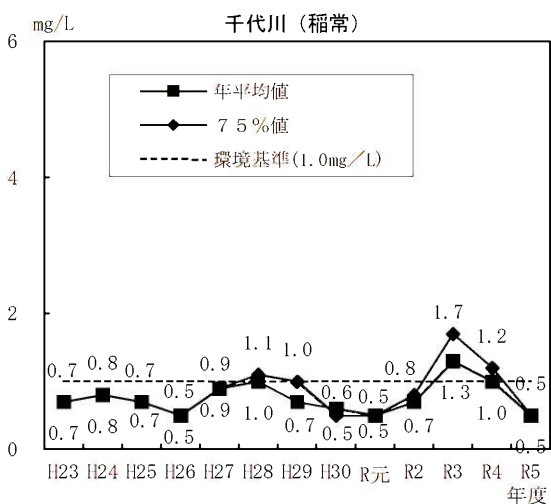
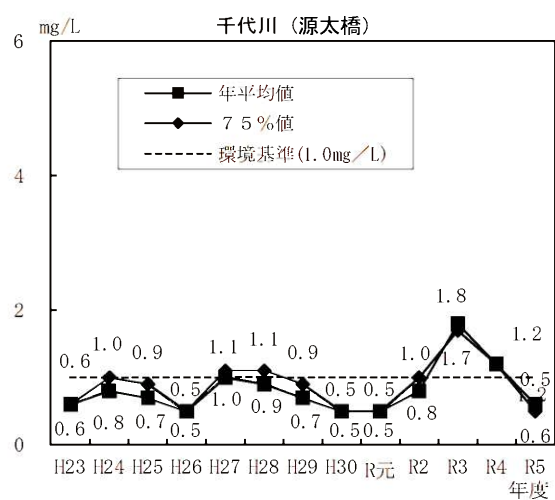
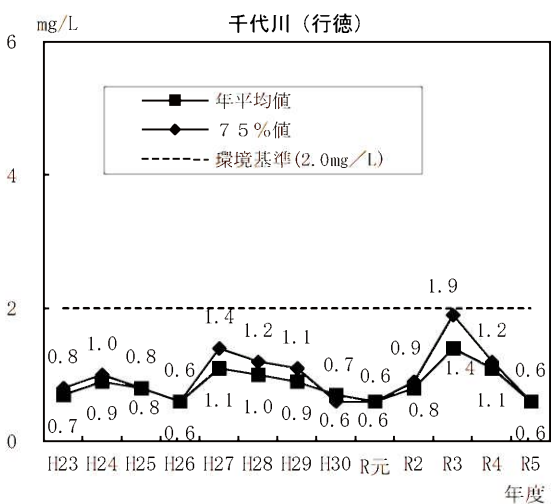
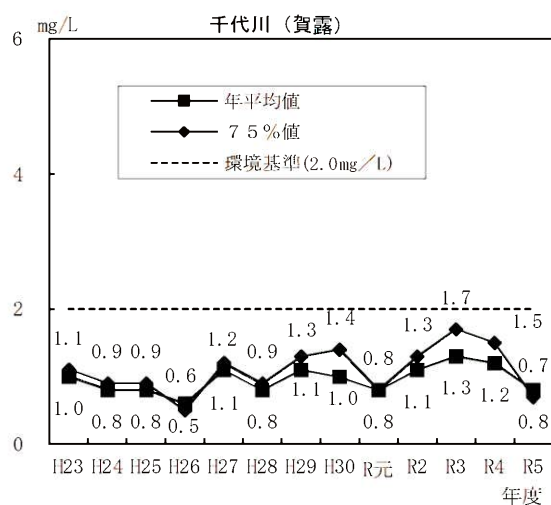
※3 「鳥取県のすぐれた自然 動物編」 江原昭三、鶴崎展巨編 鳥取県衛生環境部自然保護課 1993

1 公共用水域の採水地点（令和5年度）

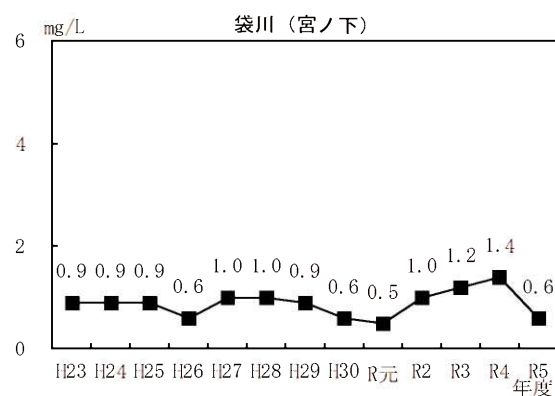
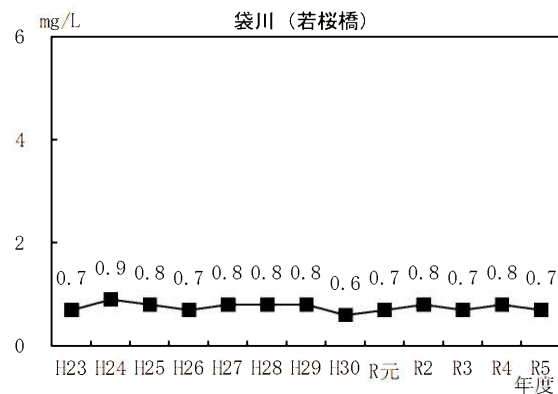
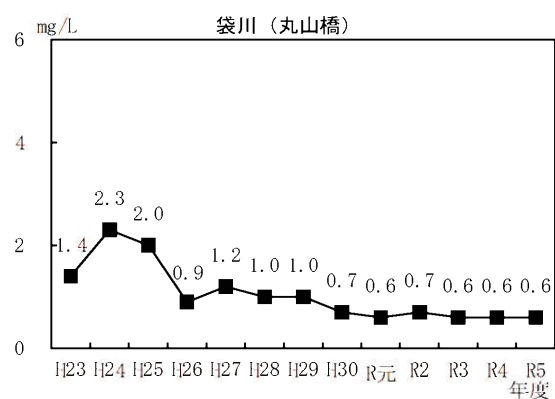
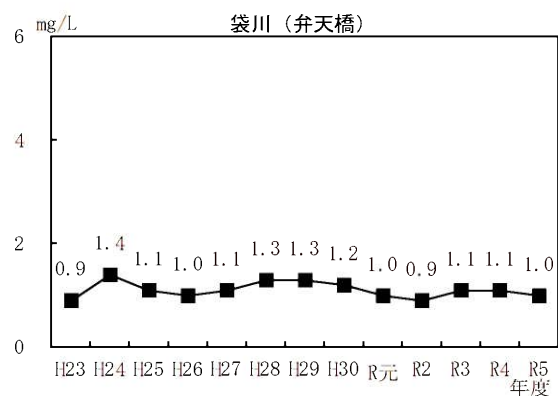
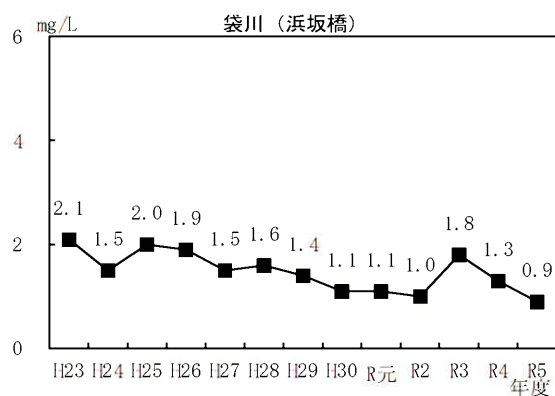


2 河川の状況

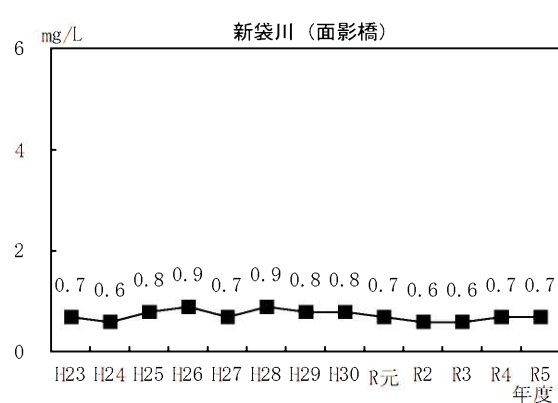
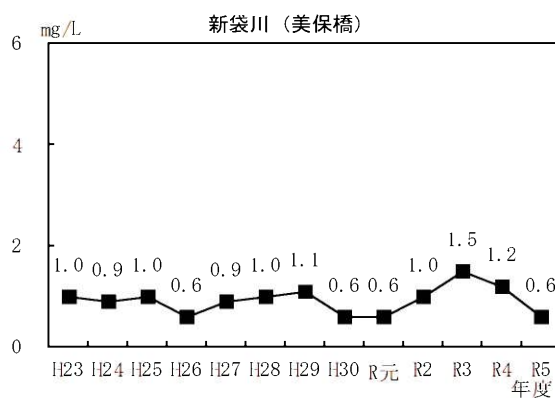
(1) 千代川 (BOD 単位mg/L)



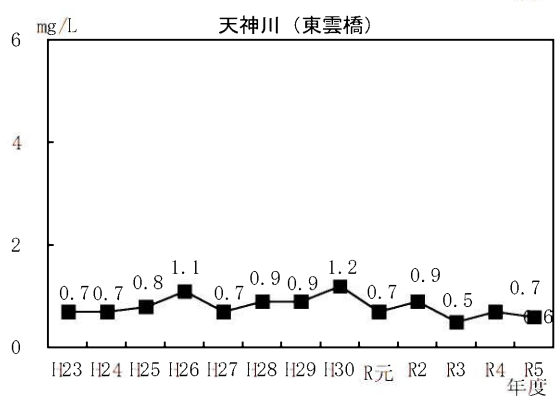
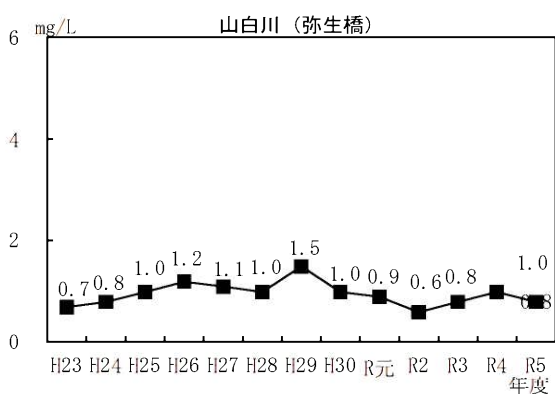
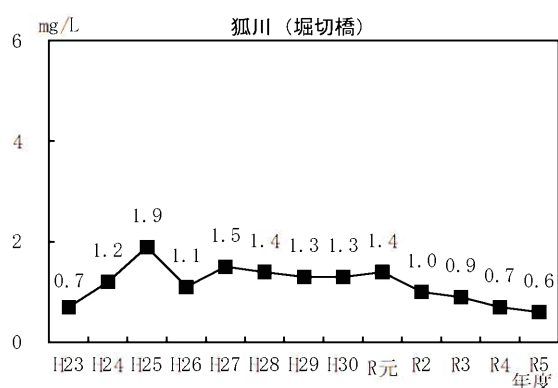
(2) 袋川 (BOD (年平均値) 単位mg/L)



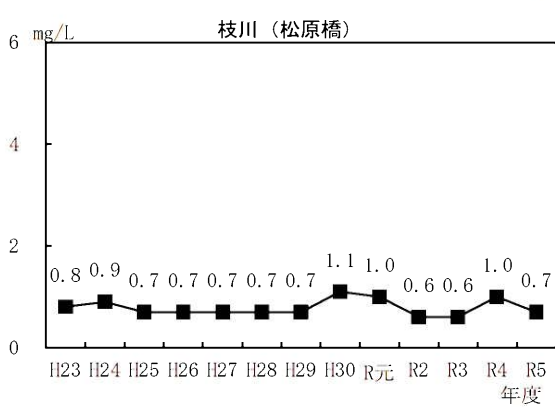
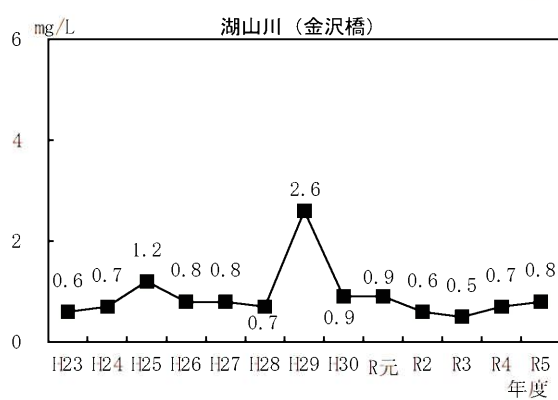
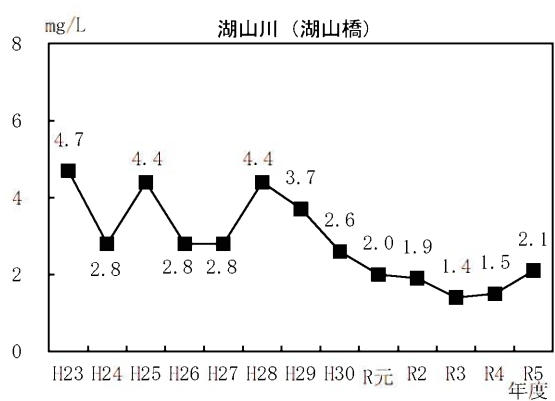
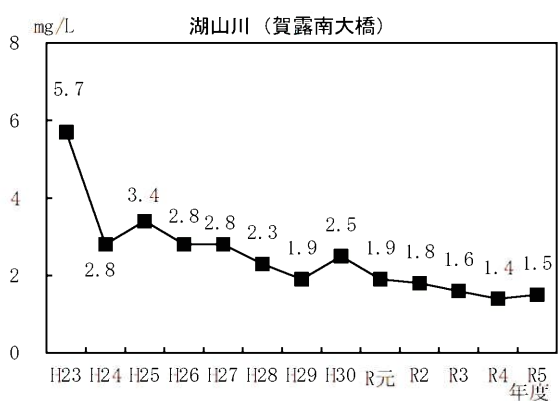
(3) 新袋川 (BOD (年平均値) 単位mg/L)

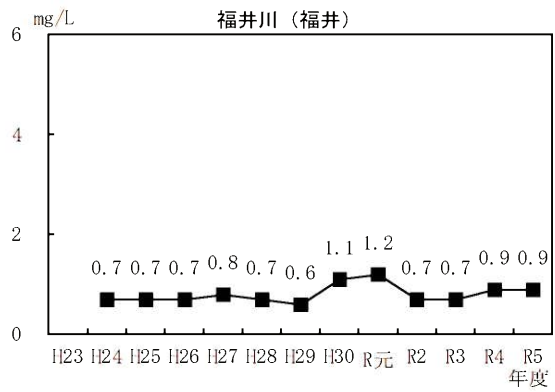
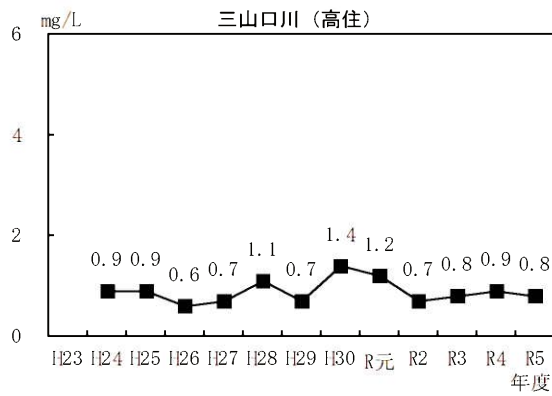


(4) 袋川の流入河川（BOD（年平均値） 単位mg/L）

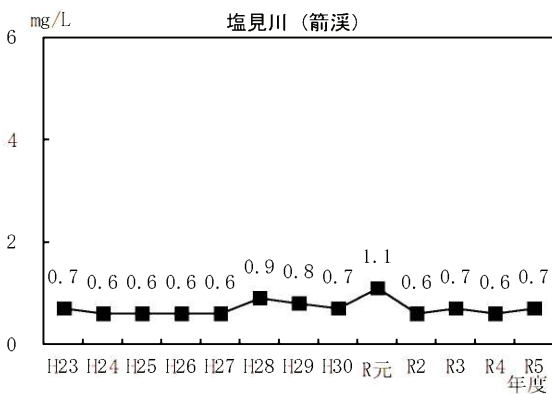
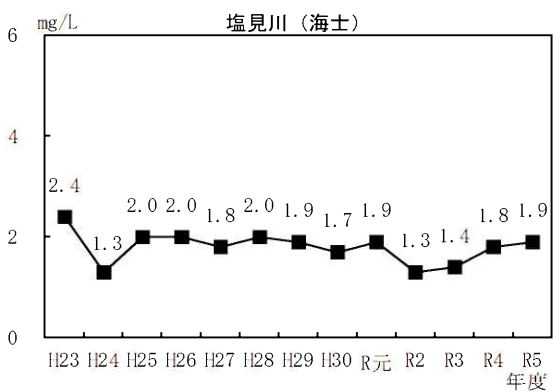
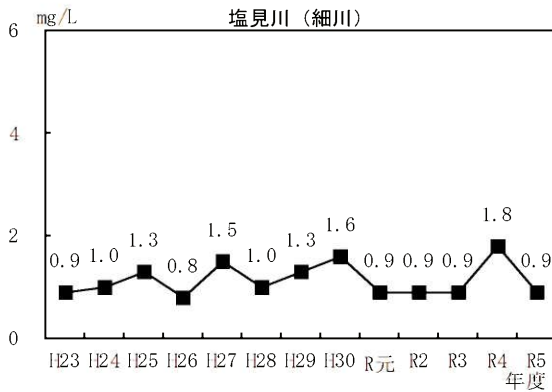


(5) 湖山池流入・流出河川等（BOD（年平均値） 単位mg/L）

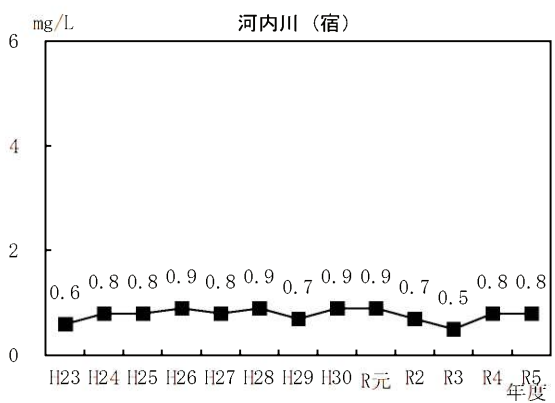
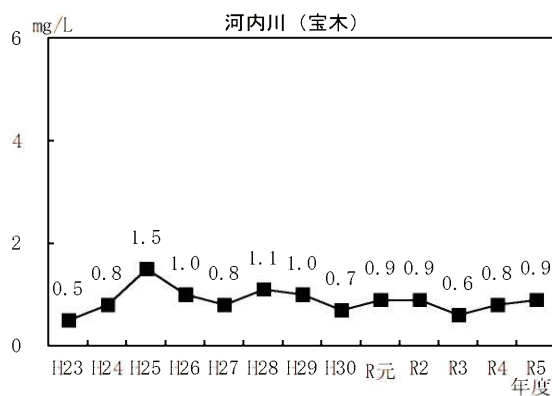


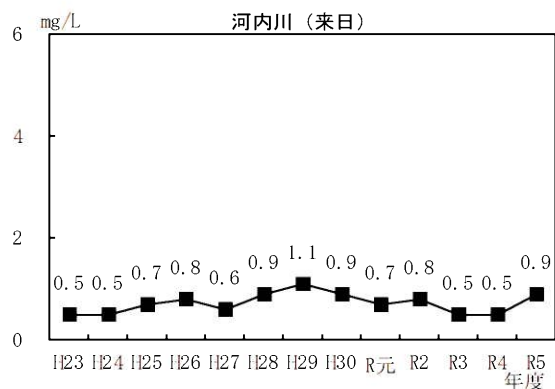


(6) 塩見川（BOD（年平均値） 単位mg/L）

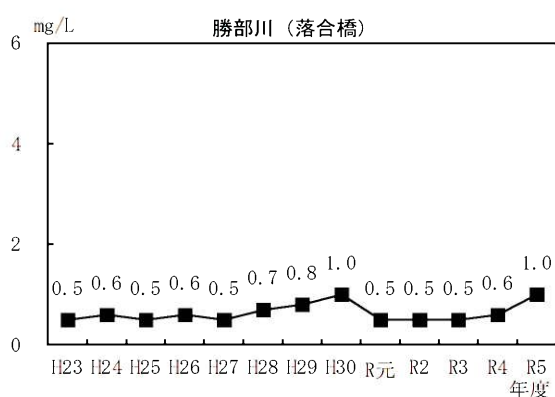
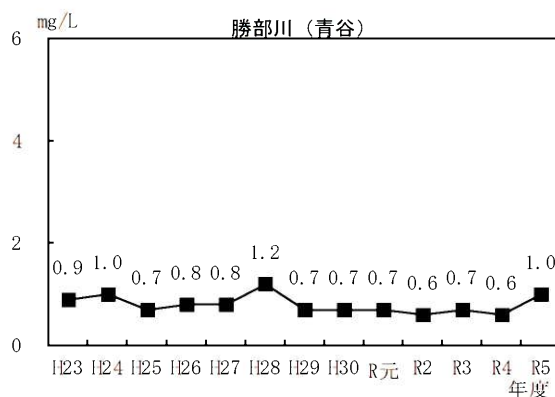


(7) 河内川（BOD（年平均値） 単位mg/L）

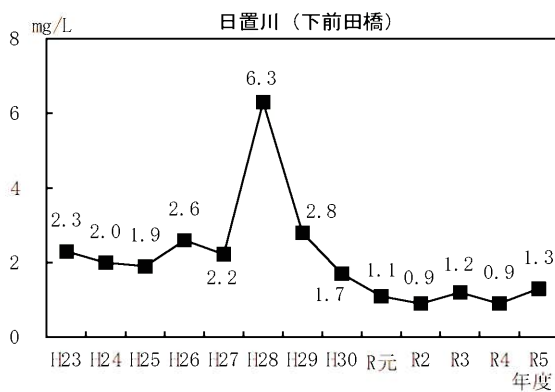




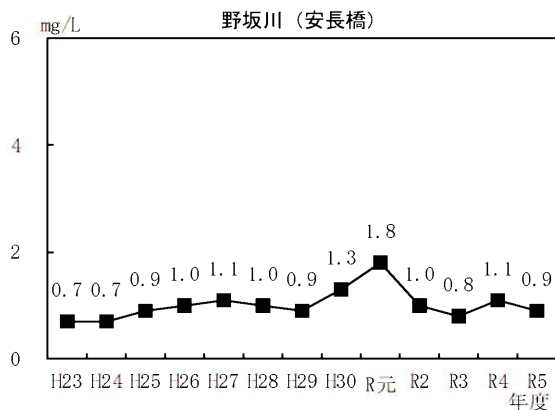
(8) 勝部川（BOD（年平均値） 単位mg/L）



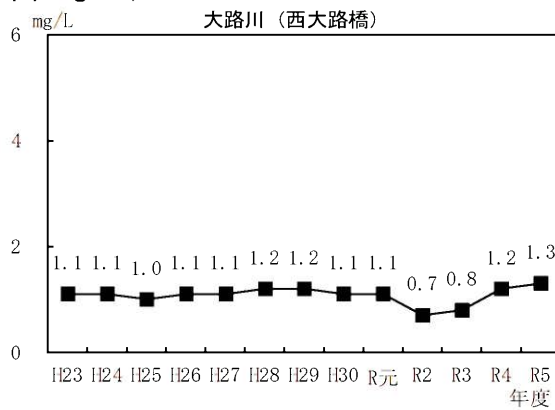
(9) 日置川（BOD（年平均値） 単位mg/L）

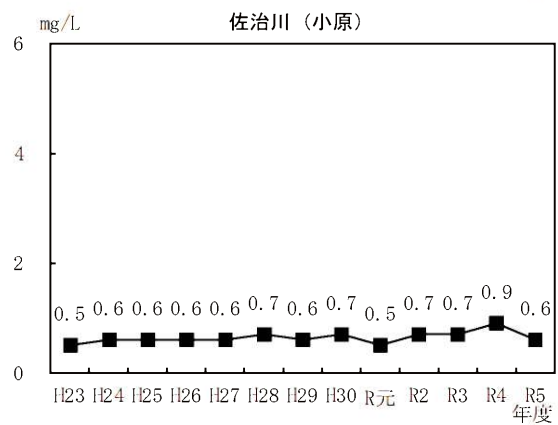
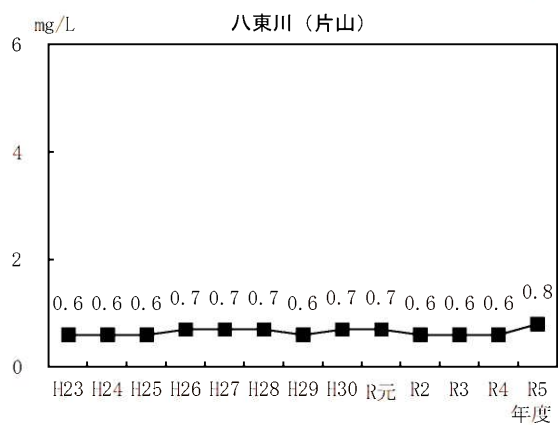
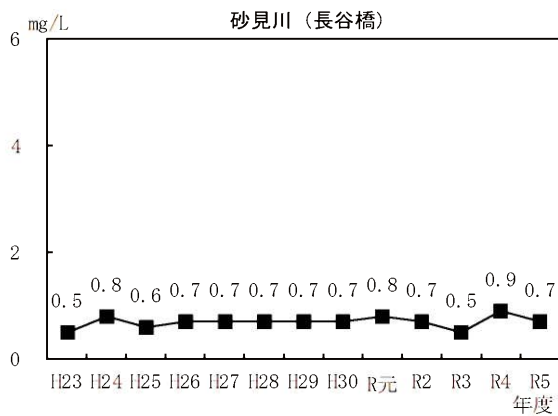
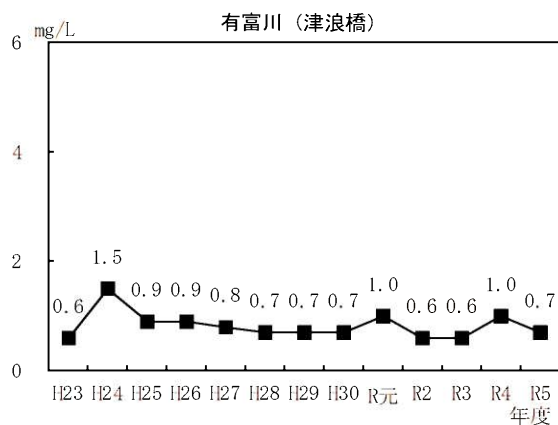


(10) その他の河川（BOD（年平均値）



単位mg/L)

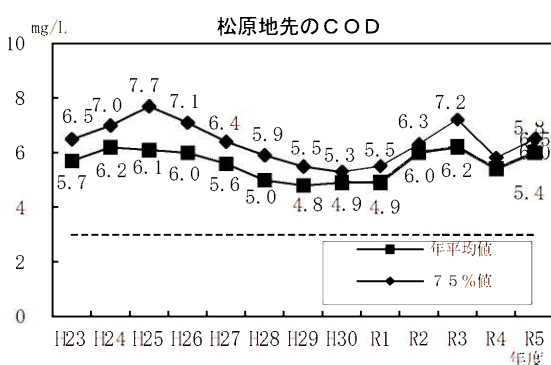
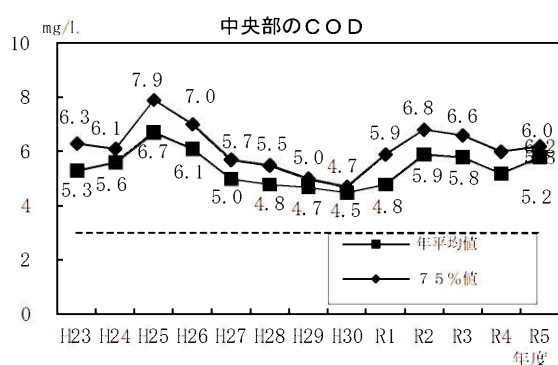
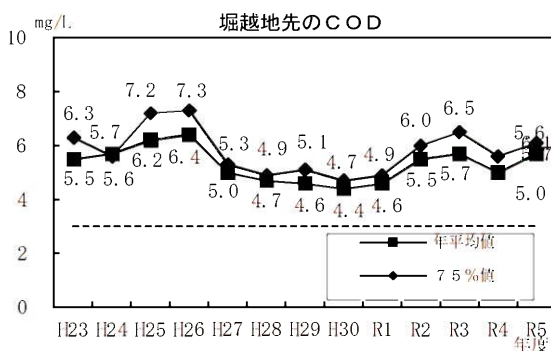
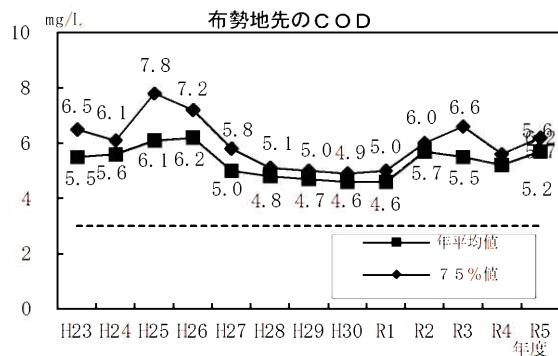




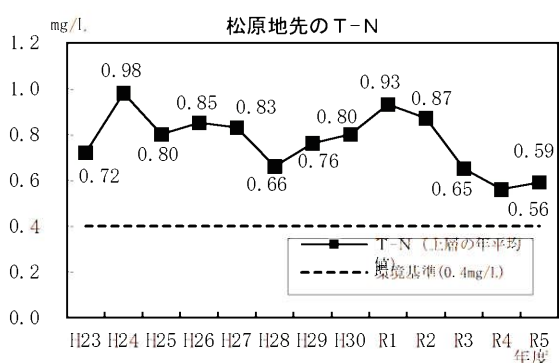
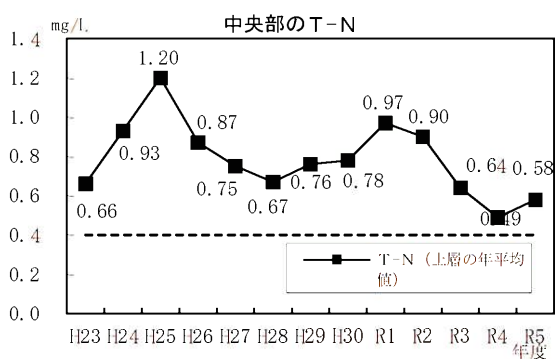
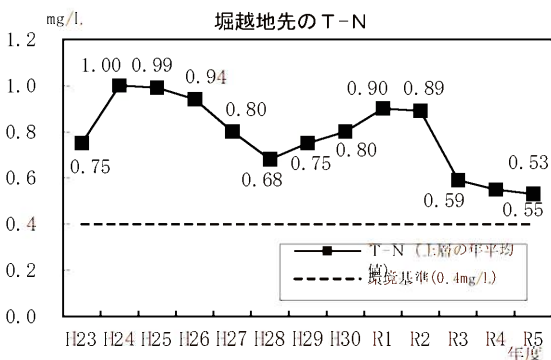
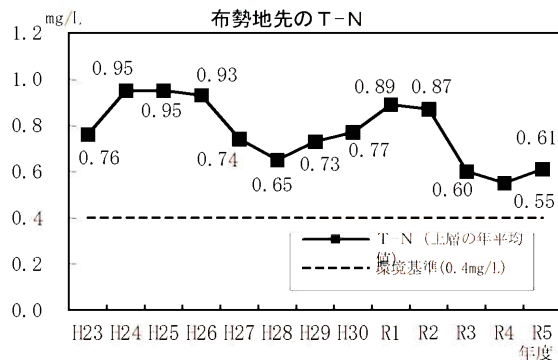
3 湖沼の状況

(1) 湖山池

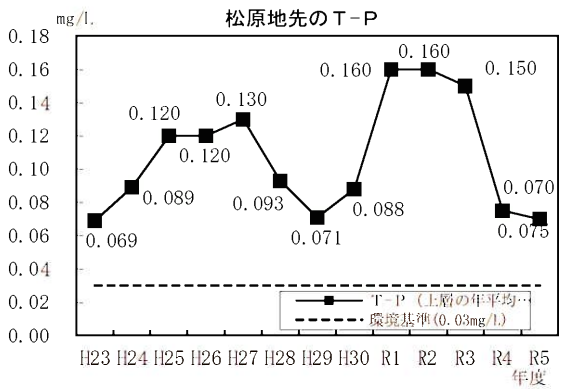
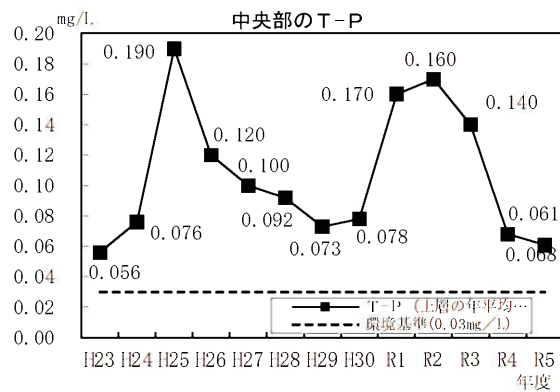
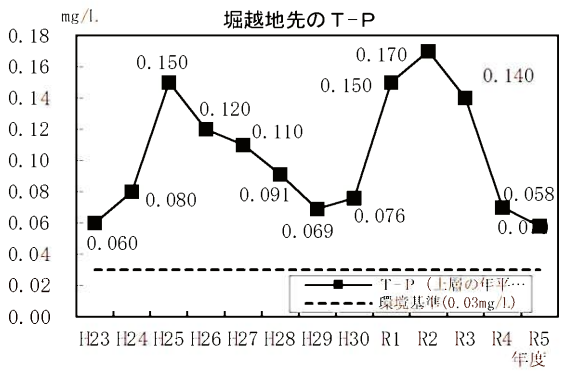
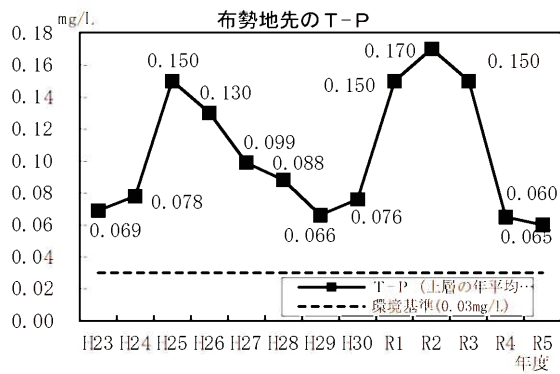
① COD (単位mg/L)



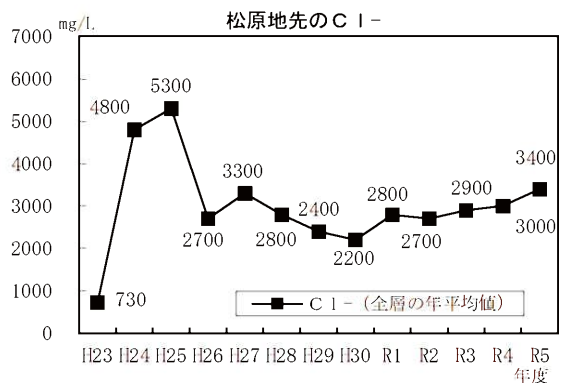
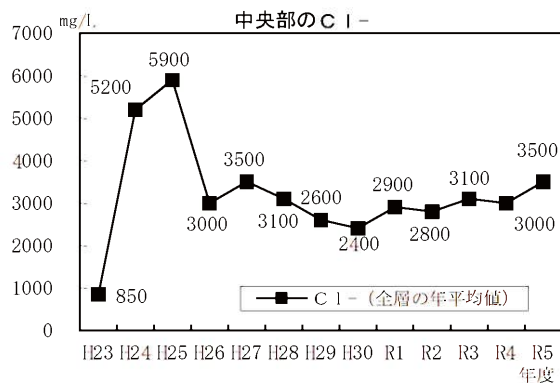
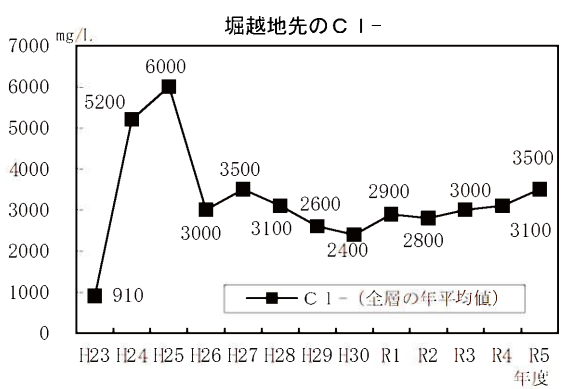
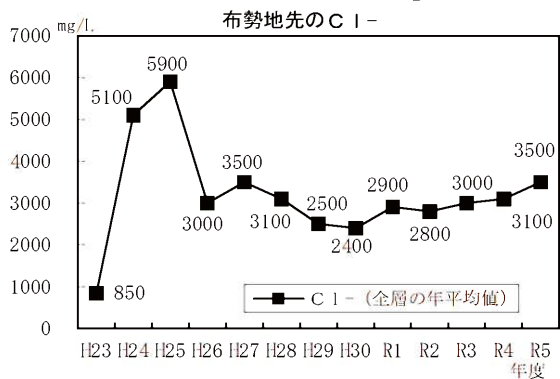
② T-N(全窒素 単位mg/L)



③ T-P(全りん 単位mg/L)

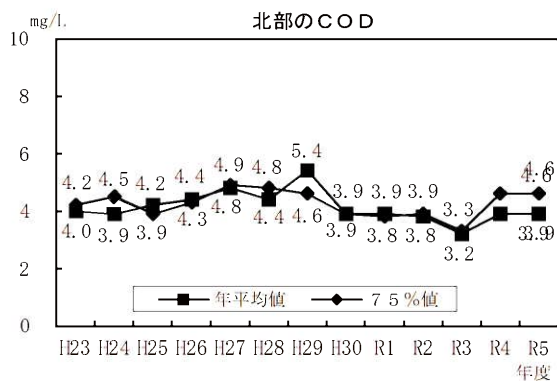
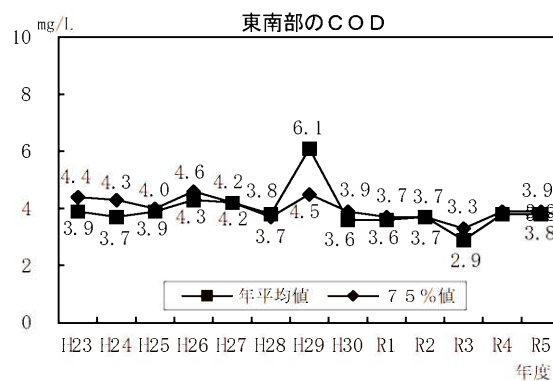
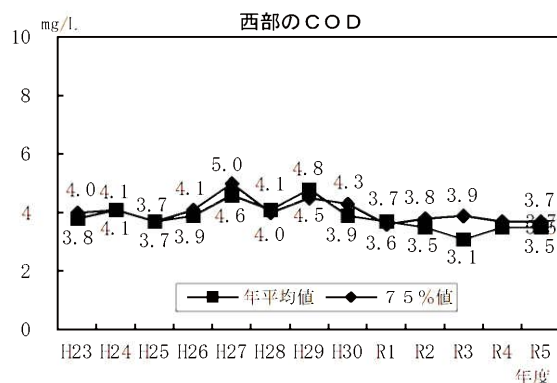


④ Cl-(塩化物イオン 単位mg/L)

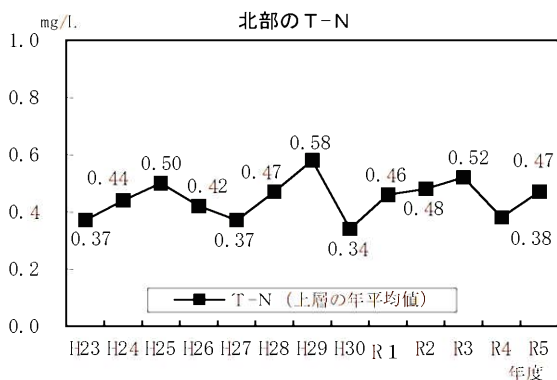
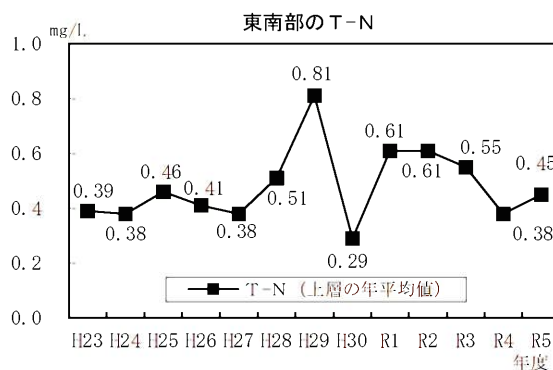
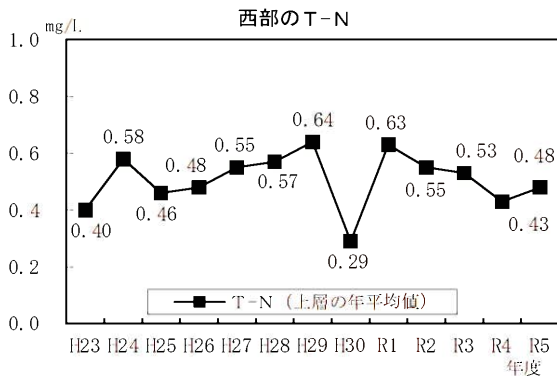


(2) 多鯰ケ池

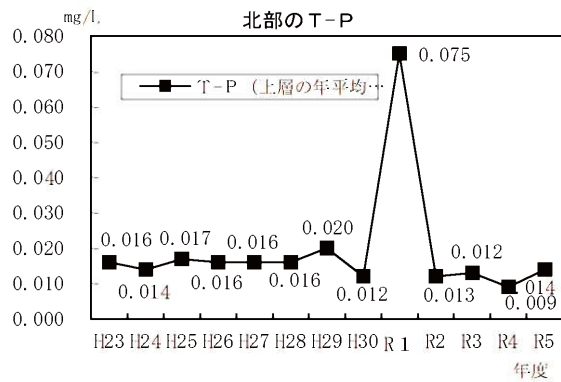
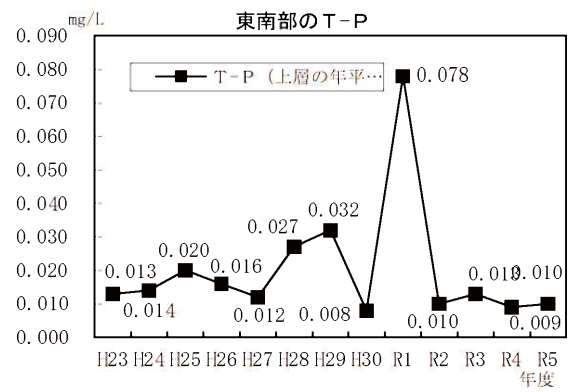
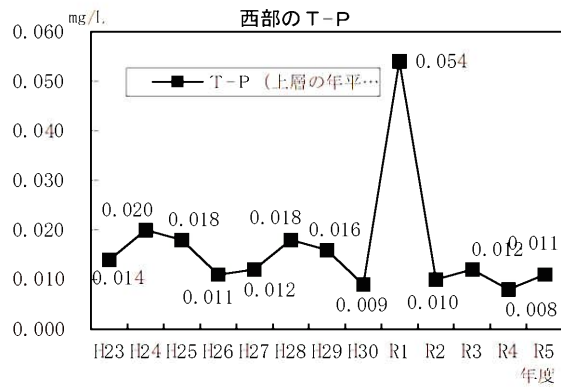
① COD(単位mg/L)



② T-N(全窒素 単位mg/L)



③ T-P(全りん 単位mg/L)



4 地下水質測定結果

			調査地点			水道水の 水質基準値 (一部)	地下水の 環境基準値
			津ノ井	河原	用瀬		
環境 基準 項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	0.01mg/L以下	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	－	検出されないこと
	PCB	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	クロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	－	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	－	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.7	0.9	<0.1	10mg/L以下	10mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	0.18	0.25	0.56	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	pH		5.4	6.4	6.4	5.8以上8.6以下	－
	電気伝導率	(μ S/cm)	100	130	280	－	－

基準値は年間平均値とする

5 大気汚染の状況

(1) 現状

大気汚染に係る環境基準物質は、市内の2地点（鳥取県西町分庁舎及び鳥取市栄町）で測定しています。その結果、大気汚染にかかわる環境基準が適用される二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質において環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは環境基準を超過しましたが、全国的に基準適合している地点が非常に少ない状況にあります。なお、大気汚染防止法第23条に定める緊急時の基準（注意報レベルの濃度：0.12ppm）には至りませんでした。

それぞれの項目の年平均値は以下のとおりです。

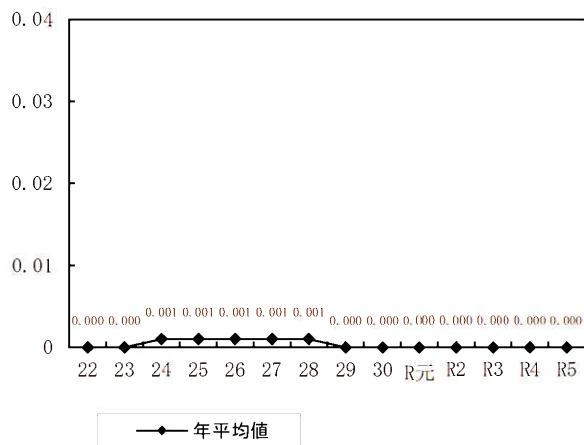
また、有害大気汚染物質に係る環境基準が設定されているベンゼン等4物質はすべての地点で環境基準を満足しました。環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値が定められているアクリロニトリル等9物質についても、すべての地点で指針値以下でした。

(2) 大気汚染に係る環境基準

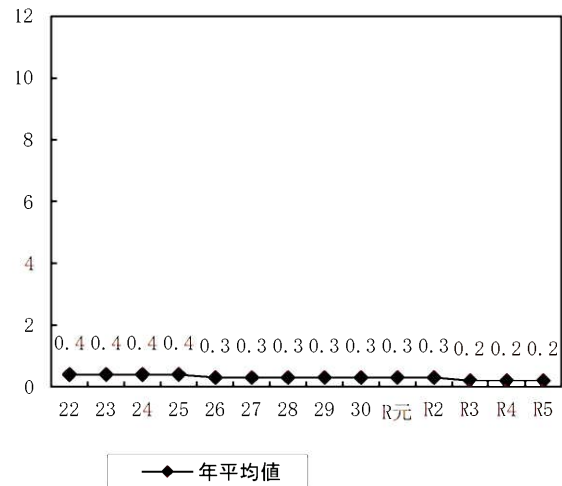
二酸化硫黄	短期的評価	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上続かないこと。
一酸化炭素	短期的評価	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上続かないこと。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること
	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.1mg/m ³ 以下であること。ただし、日平均値が0.1mg/m ³ を超える日が2日以上続かないこと。
二酸化窒素	長期的評価	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント	短期的評価	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	短期的評価	年間の日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。

(3) 経年変化 (単位 : ppm)

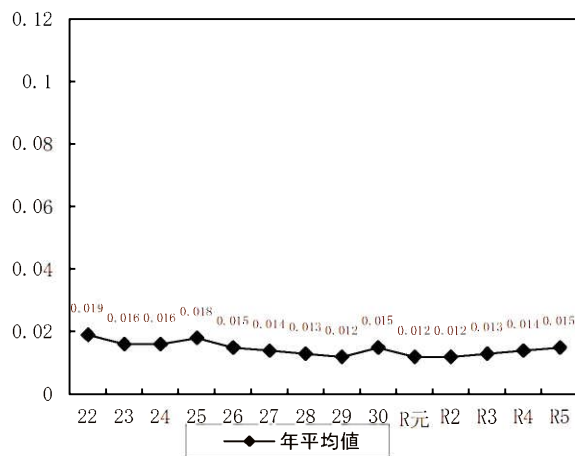
二酸化硫黄濃度 (西町分庁舎)



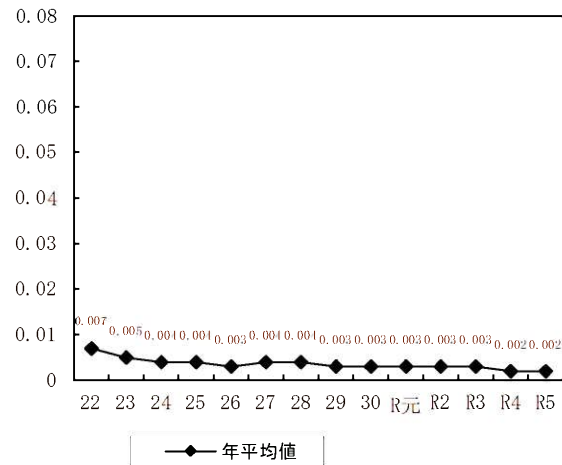
一酸化炭素濃度 (西町分庁舎)



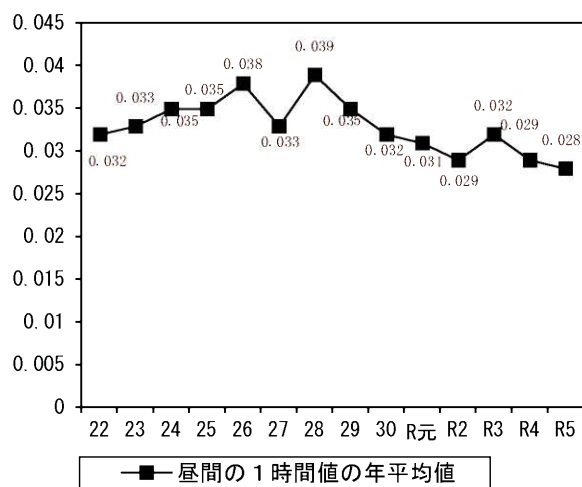
浮遊粒子状物質濃度 (西町分庁舎)



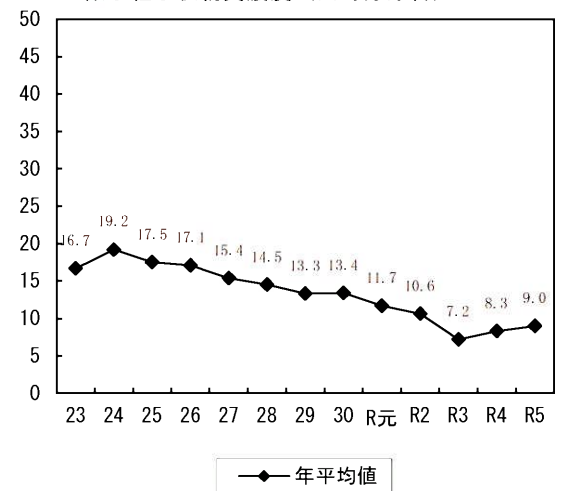
二酸化窒素濃度 (西町分庁舎)



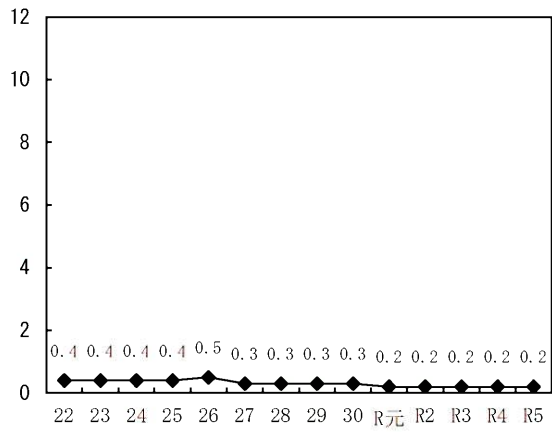
光化学オキシダント濃度 (西町分庁舎)



微小粒子状物質濃度 (西町分庁舎)

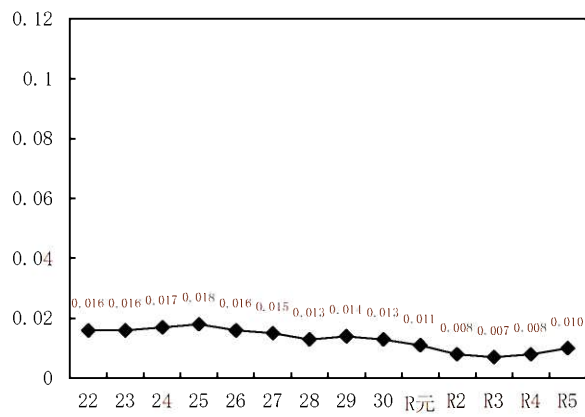


一酸化炭素濃度（栄町交差点）



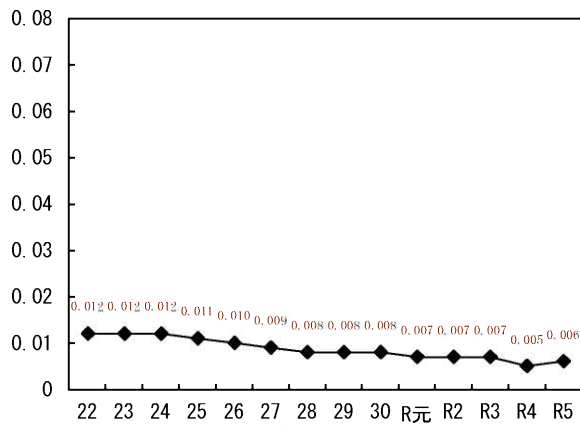
—◆— 年平均值

浮遊粒子状物質濃度（栄町交差点）



—◆— 年平均值

二酸化窒素濃度（栄町交差点）



—◆— 年平均值

6 騒音の状況

(1) 自動車騒音常時監視

令和5年度は市内6地点、智頭町2地点で道路騒音測定を行い、その測定結果と過去に実施した測定結果を元に環境省の面的評価システムを使用して8路線の環境基準達成状況の評価を行いました。

その結果は次のとおりです。

《環境基準達成状況評価結果》

○令和5年度

鳥取市内

評価路線（区間延長距離） 起点～終点	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
鳥取自動車道（22.8 km） 用瀬町川中～本高	51 戸 91.1%	0 戸 0.0%	2 戸 3.6%	3 戸 5.3%
一般国道9号 鳥取西道路（1.8 km） 本高～嶋	3 戸 100.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%
鳥取河原線（7.1 km） 古海～長谷	226 戸 100.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%
鳥取湖山停車場線（3.1 km） 賀露町～湖山町	128 戸 100.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%
鳥取国府線（3.1 km） 東品治町～国府町宮下	1,128 戸 99.7%	0 戸 0.0%	3 戸 0.3%	0 戸 0.0%
若葉台東町線（7.0 km） 紙子谷～東町	976 戸 93.3%	0 戸 0.0%	54 戸 5.2%	16 戸 1.5%
全体（44.9 km）	2,512 戸 97.0%	0 戸 0.0%	59 戸 2.3%	19 戸 0.7%

智頭町内

評価路線（区間延長距離） 起点～終点	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
一般国道53号（16.6 km） 奥本～市瀬	205 戸 74.8%	69 戸 25.2%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%
一般国道373号 志戸坂峠道路（12.1 km） 駒帰～市瀬	19 戸 100.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%
全体（29.9 km）※	224 戸 76.5%	69 戸 23.5%	0 戸 0.0%	0 戸 0.0%

※一般国道373号（1.2 km、智頭町駒帰）を含む

この区間は評価対象住居戸数10件未満のため評価は行わない

時間の区分 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時
対象範囲 原則として道路端から50mの範囲

(2) 規制状況

① 工場・事業場騒音対策

本市には、騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に基づく規制基準等が定められています。
なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間				都市計画法に基づく用途地域
	昼間	朝 ・ 夕		夜間	
		朝	夕		
	午前8時～ 午後7時	午前6時～ 午前8時	午後7時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前6時	
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル		第1種低層住宅専用地域
					第2種低層住宅専用地域
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル		第1種中高層住宅専用地域
					第2種中高層住宅専用地域
					第1種住居地域
					第2種住居地域
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル		準住居地域
					近隣商業地域
					商業地域
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル		準工業地域
					工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第324号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

【鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく 用途地域
	午後 10 時～翌日午前 6 時		
第 1 種区域	45 デシベル		第 1 種低層住宅専用地域
第 2 種区域			第 2 種低層住宅専用地域
			第 1 種中高層住宅専用地域
			第 2 種中高層住宅専用地域
			第 1 種 住 居 地 域
			第 2 種 住 居 地 域
			準 住 居 地 域
第 3 種区域	50 デシベル		近 隣 商 業 地 域
			商 業 地 域
			準 工 業 地 域
第 4 種区域	65 デシベル		工 業 地 域
	45 デシベル		工業専用地域、臨港地区内の 分区及び工業のための埋め立 て地以外の地域

② 特定建設作業騒音対策

特定建設作業の規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【特定建設作業に対する規制】

規制内容 作業内容（概要）	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
	敷地境界線	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
① くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	85 デシベル	午後7時 から 翌日午前 7時	午後10時 から 翌日午前 6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内	日曜日 その他の休日	
② びょう打機								
③ さく岩機								
④ 空気圧縮機								
⑤ コンクリートプラント 又は アスファルトプラント								
⑥ 土木機械（ブルドーザー バックホウ、トラクター ショベル）								
適用除外	災害・非常事態・生命の危険防止等							

（注）1号区域 … 第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域にある学校、病院等の敷地の周周おおむね80メートルの区域

2号区域 … 上記以外の第4種区域

③ 自動車騒音対策

自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請のほか、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっています。

7 振動の状況

(1) 振動の現状

振動の発生源は、工場、建築・土木工事、道路交通等によるもので、身体的な不調原因や建物等へ被害を生じさせる原因となり、苦情が寄せられることがあります。

(2) 規制状況

① 工場・事業場振動対策

本市には、振動規制法に基づく規制基準等が定められています。
なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	昼 間	夜 間	
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時	
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル	第1種低層住宅専用地域
			第2種低層住宅専用地域
			第1種中高層住宅専用地域
			第2種中高層住宅専用地域
			第1種住居地域
			第2種住居地域
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル	準住居地域
			近隣商業地域
			商業地域
			準工業地域
			工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第321号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

② 特定建設作業振動対策

本市には、振動規制法に基づく規制基準等が定められています。
なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】

規制内容 作業内容（概要）	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
	敷地境界線	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
① くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	75 デシベル	午後7時 から 翌日午前 7時	午後10時 から 翌日午前 6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内	日曜日 その他の休日	
② 鉄球を使用する 破壊作業								
③ 舗装版破砕機								
④ ブレーカー								
適用除外	災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域 … 第1種区域及び第2種区域にある学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域
2号区域 … 上記以外の第2種区域

③ 自動車振動対策

道路管理者や県公安委員会に対して振動の防止に関し意見を述べることができる他、自動車振動が一定の限度を超えているところにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、必要な措置の要請をします。

8 悪臭の状況

(1) 悪臭の現状

悪臭の発生源は製造業や畜産業など多様多種であり、そのほとんどが低濃度の複合臭によるもので、悪臭物質濃度による規制では難しい状況になっています。

① 悪臭調査結果

令和5年度は、事業所等1地点で悪臭物質の濃度を測定し、その結果は次のとおりです。

(単位：ppm)

発生源区分		養鶏業
規制区域		A区域
悪臭物質	アンモニア	ND～0.2
	メチルメルカプタン	—
	プロピオン酸	ND
	ノルマル酪酸	ND
	ノルマル吉草酸	ND
	イソ吉草酸	ND
臭気指数	—	ND

ND：定量下限値未満

(2) 規制状況

本市では、悪臭防止法に基づく規制基準について、特定悪臭物質による規制を採用していますが、賀露町内の国道9号以北、湖山川以西においては、平成24年10月1日より、臭気指数による規制に変更いたしました。規制区域及び規制基準は次のとおりです。

また、県公害防止条例により、ゴム・皮革・プラスチック・廃油・硫黄・ピッチなど悪臭を発生させるものを屋外で燃焼させることは禁止されています。

【規制区域と規制基準】

○特定悪臭物質

(単位：ppm)

規制物質名	悪臭防止法の地域区分			規制物質名	A・B・C区域
	A区域	B区域	C区域		
アンモニア	1	2	5	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	プロピオンアルデヒド	0.05
硫化水素	0.02	0.06	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
二硫化メチル	0.009			イソバレルアルデヒド	0.003
アセトアルデヒド	0.05			イソブタノール	0.9
スチレン	0.4			酢酸エチル	3
プロピオン酸	0.03			メチルイソブチルケトン	1
ノルマル酪酸	0.001			トルエン	10
ノルマル吉草酸	0.0009			キシレン	1

(平成17年9月30日鳥取市告示第327号)

○臭気指数：賀露町内の一部（国道9号以北、湖山川以西）

悪臭防止法の地域区分	
A区域	C区域
14	18

(平成29年1月24日鳥取市告示第21号)

9 土壌汚染の状況

本市は、土地所有者等が土壌汚染対策法に基づき土壌汚染状況調査を実施し、一定の基準を超過する土壌汚染が判明した場合、その土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」として公示します。

【令和5年度末までの状況】

内 容	件 数
① 要措置区域	0
② 形質変更時要届出区域	7
③ 土壌調査猶予区域	12

10 公害苦情の状況

令和5年度に市民から寄せられた公害苦情件数（廃棄物関連の件数は含まない）は、47件でした。その内訳は、次のとおりです。

苦情内容

- (1) 大気汚染 …… 野焼き等に伴う煙・粉じん (16件)
- (2) 水質汚濁 …… 油の流出・魚のへい死等 (7件)
- (3) 騒 音 …… 事業所・工事等の騒音 (10件)
- (4) そ の 他 …… 振動・悪臭等 (14件)

苦情件数種類別発生状況の年次推移

【単位：件（％）】

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合 計
平成24年度	34(48)	11(15)	13(18)	0(0)	8(11)	5(7)	71
平成25年度	29(35)	12(14)	27(32)	2(2)	12(14)	2(2)	84
平成26年度	16(18)	25(29)	32(36)	1(1)	7(8)	7(8)	88
平成27年度	14(22)	16(25)	17(26)	3(5)	13(20)	1(2)	64
平成28年度	20(26)	13(17)	24(31)	6(7)	12(15)	3(4)	78
平成29年度	14(25)	12(21)	16(28)	2(4)	10(18)	2(4)	56
平成30年度	13(16)	18(23)	26(33)	8(10)	10(13)	4(5)	79
令和元年度	16(19)	20(23)	33(38)	1(1)	12(14)	4(5)	86
令和2年度	7(9)	20(25)	34(43)	3(4)	15(19)	1(1)	80
令和3年度	15(24)	7(11)	29(47)	2(3)	7(11)	2(3)	62
令和4年度	6(10)	15(25)	23(38)	2(3)	13(21)	2(3)	61
令和5年度	16(34)	7(15)	10(21)	3(6)	9(19)	2(4)	47

○ 鳥取市自然保護及び環境保全条例

昭和47年10月13日

鳥取市条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(環境基準の設定)

第5条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

(普及、啓発等)

第6条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

第2章 都市の緑化

(市街の緑化)

第7条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。

3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

(樹木等の保護)

第8条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

(修景緑化街区の指定等)

第9条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

第3章 自然の保護

(自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び溪谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等(以下「保護地区」という。)を指定することができる。

(1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区

(2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区

(3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であつて、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区

2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。

4 第9条第3項の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

(保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

(保護地区の行為の制限)

第15条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前3項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

第4章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第16条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第17条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第18条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第19条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気の汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第20条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排出水の処理)

第21条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(水道水源の保全)

第21条の2 何人も、水道の水源及びその周辺の環境が飲料水に与える影響を認識し、その水質の保全に努めなければならない。

(広告物等の処理)

第22条 広告物等の設置者は、常に地域の美観を損なわないように努め、利用後は直ちに

回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

(快適な生活環境の確保)

第22条の2 第16条から前条までに定めるもののほか、市、市民及び事業者は、生活環境を害することとなる行為を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することにより、快適な生活環境の確保に努めなければならない。

第5章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第23条 第1条の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。

3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第24条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

2 市長は、第13条の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第25条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第26条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

第6章 雑則

(立入調査)

第27条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市公害対策審議会設置条例(昭和46年鳥取市条例第7号)は、これを廃止する。

(昭和50年条例第5号から昭和53年条例第19号までの改正附則省略)

附 則(平成7年3月29日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成13年3月23日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成20年9月24日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成22年12月28日条例第40号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取市自然保護及び環境保全条例（昭和 47 年鳥取市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(修景緑化街区等の指定等の告示)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項（同条例第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 指定等の地区の名称（保存樹木等にあつてはその樹木又は樹林の名称）
- (2) 指定等の区域又は面積（保存樹木等にあつては本数）
- (3) 指定等の要旨
- (4) 指定等の年月日
- (5) その他必要な事項
(木の日及び花の日)

第 3 条 条例第 11 条の規定による木の日及び花の日は次のとおりとする。

- (1) 木の日 11 月 3 日
- (2) 花の日 4 月 29 日

(許可申請)

第 4 条 条例第 15 条第 3 項の規定による許可を受けようとする者は、保護地区内における行為の許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び位置図、平面図その他必要な書類を添付しなければならない。

(保護地区内における工作物の基準)

第 5 条 条例第 15 条第 4 項第 3 号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル
- (2) 道路 幅員 2 メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ 30 メートル
- (4) その他の工作物 高さ 10 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル

(証明書)

第 6 条 条例第 36 条第 2 項に規定する証明書は、様式第 2 号のとおりとする。

(備付台帳)

第 7 条 修景緑化街区、保護地区及び保存樹木等台帳は、様式第 3 号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。